



つなぐちゃんベクトル

社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会社内誌 臨時増刊 78号 2010.6.14 発行 社会政策研究所

6月11日、平成22年版障害者白書が公表されました。詳しくは内閣府のホームページにて

平成22年版概要版

<http://www8.cao.go.jp/shougai/whitepaper/h22hakusho/gaiyou/index-pdf.html>

平成22年版全体版

<http://www8.cao.go.jp/shougai/whitepaper/h22hakusho/zenbun/index.html>

障害者白書とは

障害者白書は、障害者基本法に基づき、平成6年から毎年政府が国会に提出している年次報告書であり、障害者のために講じた施策の概況について明らかにしているものです。

今回の障害者白書の特徴

第1章では、障害者に係る制度改革の取組に焦点を置き、平成21年12月、内閣に「障がい者制度改革推進本部」(以下「本部」)が設置され、障害者の権利に関する条約(仮称)の締結に必要な国内法の整備を始めとする障害者制度の集中的改革を行うことが記載されています。

特に当面5年間で障害者制度に係る改革の集中期間とし、改革の推進に関する総合調整、改革の基本的な方針の案の作成・推進、「障害」の表記の在り方に関する検討等を行うことや本部のもとに障害当事者を中心とする「障がい者制度改革推進会議」が平成22年1月から開催され、制度改革に向け精力的に検討が行われていることなどを記載しています。

第2章以降では、「相互の理解と交流」「社会参加に向けた自立の基盤づくり」「日々の暮らしの基盤づくり」「住みよい環境の基盤づくり」のそれぞれのテーマについて、最近の施策の動向を中心に記載されています。

これに加え、平成21年度に内閣府が行った障害のある人への「啓発・広報」等に関する意識調査の結果やコラムとして各地域での企業、NPO等による障害の有無にかかわらず人々が交流する「共生社会実践活動」事例を紹介しています。

入手方法

「平成22年版障害者白書」は、7月下旬以降、全国の政府刊行物サービス・センター、官報販売所等で購入できます。

障がい者制度改革第1次意見書の概要(22.6.7)は次ページのとおり。



大阪市天王寺区生玉前町5-33 社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会 社会政策研究所発行

障害者制度改革の基本的な方向(第一次意見) (障がい者制度改革推進会議)

経緯

- ・障害者の人権確保に関する国際的な取組(「障害者の権利宣言」(1975)、「国連障害者の十年」(1983~)等)→障害者権利条約の採択(2006)、発効(2008)→締結に向け国内の制度改革へ
- ・「障がい者制度改革推進本部」を内閣に設置(昨年12月)・・・条約の締結に必要な国内法の整備を始めとする我が国の障害者に係る制度の集中的な改革の実施
- ・「障がい者制度改革推進会議」の開催(本年1月~)・・・障害当事者を中心に構成し、改革の「エンジン部隊」として計14回にわたり審議

第一次意見
の取りまとめ
(H22.6.7)

基本的考え方

1. 「権利の主体」たる社会の一員
2. 「差別」のない社会づくり
3. 「社会モデル」的観点からの新たな位置付け
4. 「地域生活」を可能とするための支援
5. 「共生社会」の実現

障害者制度改革の基本的方向と今後の進め方

基礎的な課題における改革の方向性

- 1) 地域で暮らす権利の保障とインクルーシブな社会の構築・・・地域移行や地域生活支援の充実を柱に据えた施策の展開
- 2) 障害の捉え方・・・国民全体の意識改革(医学モデル→社会モデル)
- 3) 障害の定義・・・サービスを必要とするすべての障害者を支援
- 4) 差別の定義・・・法律における定義の明確化(合理的配慮を含む)
- 5) 言語・コミュニケーションの保障・・・明確な定義を伴った法制度の構築
- 6) 虐待のない社会づくり・・・虐待防止、被害の救済等を目的とした制度構築
- 7) 障害の表記・・・国民各層の議論動向を踏まえた考え方の整理
- 8) 実態調査・・・障害者及び家族の実態把握

横断的課題における改革の基本的方向性

- 1) 1 「障害者基本法」の抜本的改正
 - ・障害の定義、差別の定義、施策分野規定の見直し・追加。改革集中期間終了後、障害者権利条約の実施状況の監視等を担うモニタリング機関(改革集中期間終了後設置)
- 1) 2 改革集中期間における推進体制
 - ・改革集中期間における改革推進等を担う審議会組織を設置(改革集中期間終了後、上記のモニタリング機関へ移行)
 - 第二次意見を踏まえ、23年常会に法案提出
- 2) 「障害を理由とする差別の禁止法」(仮称)等の制定
 - ・障害者に対する差別を包括的に禁止し、被害を受けた場合の救済等を目的とした制度の構築
 - 「差別禁止部会」で検討、25年常会に法案提出、併せて他の関係法律整備法案も検討
 - これに関連し、人権救済制度に関する法案も早急に提出できるように検討
- 3) 「障害者総合福祉法」(仮称)の制定
 - ・制度の谷間を生まず、障害者が地域で自立した生活を営むことができる制度の構築
 - 「総合福祉部会」で検討、24年常会に法案提出、25年8月までの実施

個別分野における基本的方向と今後の進め方

- 1) 労働及び雇用
 - ・雇用率制度の在り方の検証・見直し(~24年度)
 - ・福祉的就労への労働法規の適用の在り方(~23年度)
 - ・職場での合理的配慮確保のための方策(~24年度) 等
 - 2) 教育
 - ・障害の有無にかかわらず共に教育を受けられる教育制度(インクルーシブ教育)の基本的方向(~22年度)
 - ・手話・点字等に通じた教員等の確保・専門性の向上(~24年)等
 - 3) 所得保障等
 - ・障害者の所得保障の在り方を公的年金の抜本見直しに併せて検討(~24年)
 - ・住宅の確保のための支援の在り方(~24年) 等
 - 4) 医療
 - ・精神障害者の強制入院等の見直し(~24年)
 - ・社会的入院等の改善(~23年度)
 - ・医療費用負担の在り方の見直し(応能負担)(~23年) 等
 - 5) 障害児支援
 - ・相談・療育支援体制の改善に向けた方策(~23年) 等
 - 6) 虐待防止
 - ・行為者の範囲、救済・監視機関の在り方 等
 - 7) 建物利用・交通アクセス
 - ・地方のバリアフリー整備の遅れ解消の方策(~22年度) 等
 - 8) 情報アクセス・コミュニケーション保障
 - ・情報バリアフリー化のための環境整備の在り方(~24年)
 - ・障害特性に応じた災害時緊急連絡の伝達の方策(~24年) 等
 - 9) 政治参加
 - ・障害特性に応じた選挙情報の提供(~22年度)
 - ・障害者の容易な投票アクセスの実現 等
 - 10) 司法手続
 - ・刑事訴訟手続における障害の特性に応じた配慮方策(~24年)
 - ・司法関係者に対する研修の一層の充実 等
 - 11) 国際協力
 - ・ODA大綱への障害者の明確な位置付け
 - ・アジア太平洋での障害分野の国際協力への更なる貢献 等
- ※各個別分野については、改革の集中期間内に必要な対応を図るよう、工程表としてそれぞれ検討期間を設定

